

建設事業者の皆さまへ

## 墜落・転落災害が増加しています

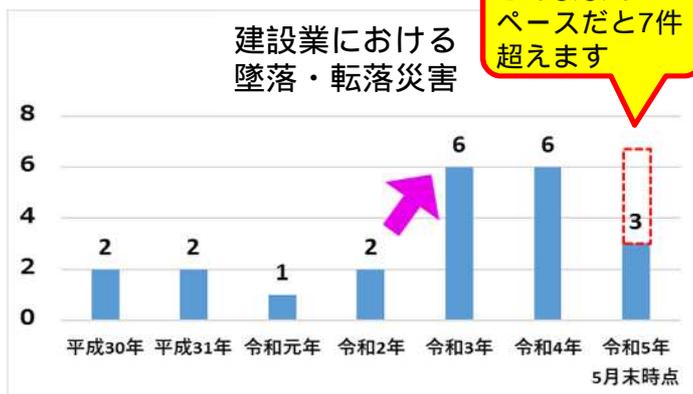
和気労働基準監督署管内における建設業の労働災害は、昔と比べると大きく減少しましたが、ここ数年はほぼ横ばい状態が続いています。懸念されるのが、死亡災害や重篤災害となることが多い**墜落・転落災害**が増加傾向にあることです。**令和4年には死亡災害も発生**しています。

令和5年も増加傾向が続いています。また、**高さ2m未満の位置からの墜落・転落災害**も増加しており、長期休業が必要となる事案や体に障害が残る事案も発生しています。

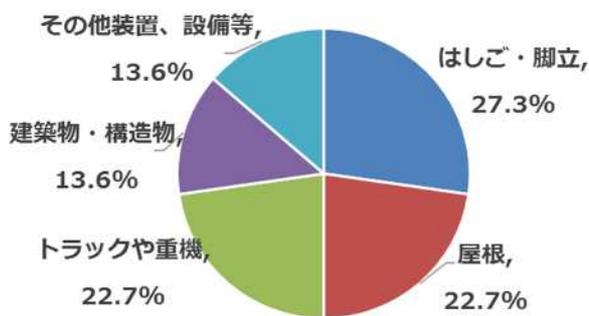
「ちょっとで終わる作業だから」と油断をせずに、万全の墜落・転落災害防止対策を講じた上で作業を行っていただきますようお願いいたします。

### 墜落・転落災害の発生状況

工事種別で見ると、**修繕工事**や**解体工事**での発生が目立ちます。死亡災害や重篤災害も発生しています。スレート屋根材や腐食した梁や下地、柱が割れたり、折れたりして発生している事案も見られます。**事前に、施主から作業場所の情報を入手し、現地の状況を確認した上で安全な作業方法等を検討し、必要な対策を講じましょう**



墜落箇所別（平成30年～令和5年5月末時点）



「はしご・脚立」が最も多くなっています。容易に使用できる便利な道具ですが、適切に使用していないことが原因で災害が多発しています。下記チェックリストを使って再点検しましょう

パンフレット

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」



チェックリスト

「はしごを使う前に/脚立を使う前に」



「トラックや重機」からの昇降時は、必ず3点支持しましょう。また、バックホー自体が転倒して運転席等から墜落した事案もあります。現場の状況を現認した上で適切な**作業計画**を作成しましょう。

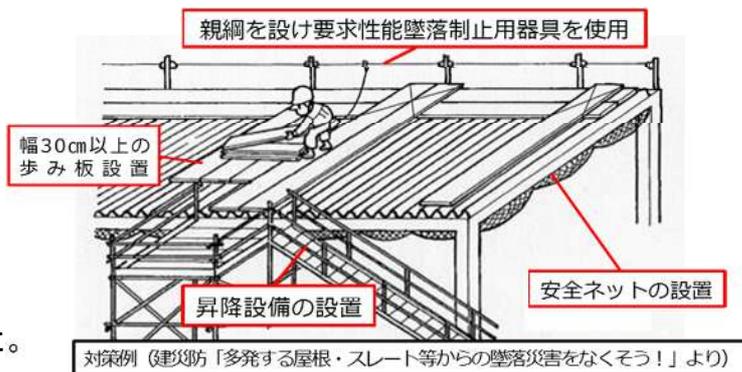
### 【災害事例】スレート屋根を踏み抜いて約5m下に墜落

踏み抜き災害増加中

工場屋根の遮熱塗装工事において、エア吹付による塗装面の土埃等の除去作業を行っていた作業者が、スレート屋根を踏み抜いて約5mの工場床面に墜落した。

#### 同種災害を防ぐためには

- (1) 屋根等の高所作業では、作業内容、作業範囲を明確に示した作業計画を作成するとともに、危険箇所への立入禁止措置や踏み抜きによる墜落防止措置をあらかじめ講じるよう定めた作業手順書を作成すること。
- (2) スレート等、踏み抜きによる危険のおそれがある場所で作業を行う場合は「歩み板」を設けること。また、防網を張り、親綱を設置して要求性能墜落制止用器具を使用させる方法で、踏み抜き防止のための措置を講じること。
- (3) 具体的に作業指示・安全指示を行うこと。



# 墜落・転落災害以外でも長期休業災害が発生しています

## (1) 飛来・落下災害

クレーン仕様のドラグショベルを使用し、コンクリート製側溝の撤去作業中、玉掛者が荷下ろし位置を移動させようと吊りクランプ付近を触った途端、クランプが外れて被災労働者の左手にあたって骨折したものの。

【視聴覚教材】まんがでわかるクレーン・玉掛け作業の安全衛生  
(左:テキスト版・右:動画版)



## (2) 切れ・こすれ災害

刈払機での歩道の草刈作業中、車を避けるために車道から歩道に慌てて入ってきた別作業者の足首と刃が接触したものの。

周囲の安全確認、並びに保安設備や交通誘導者配置等での作業区域の安全確保

【参考】国土交通省 近畿地方整備局  
肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル  
(PDF:2.79MB)



## (3) はさまれ・巻き込まれ災害

ユニック車で資材運搬を行っていた運転者が、誘導者がある場を離れた状況の中、誘導者の合図なしに車両を後進発車させた為、別作業を行っていた被災者がユニック車と仮置き資材にはさまれたものの。

作業指揮者による作業計画に基づいた作業指揮、関係請負人間の連絡・調整の徹底

## (4) 転倒災害

解体工事において、土間撤去後にコンクリート柄等の集積作業を行っていた作業者が足元の鉄筋に躓き、転倒し、肋骨、腓骨等を骨折したものの。

「滑り」、「つまづき」、「踏み外し」を無くす為、整理・整頓、清掃、転倒予防運動などを。

【参考】京都労働局HP転倒災害防止対策事例集  
(PDF:1.18MB)  
様々な転倒災害防止対策事例を紹介しています。



# 事業場全体で災害防止に取り組みましょう

- ❑ 工事着手前に、工事する場所の状況、使用する機械の特性・能力等を踏まえて安全な作業方法、作業配置等を決め、工事関係者に周知しましょう。
- ❑ 雇入れ時教育や職長教育、能力向上教育を実施しましょう。
- ❑ 毎朝の作業指示、安全指示は具体的に行いましょう。
- ❑ KY活動は、実際の作業場所で行いましょう。
- ❑ 作業方法等を変更する場合には、安全性を確認するとともに工事関係者に変更内容を周知しましょう。
- ❑ 現場の安全衛生管理を現場責任者に任せにせず、経営トップ、会社の安全衛生担当者も現場パトロール等で管理状況の確認をしましょう。



## 参考

関連情報が掲載されていますので、安全対策を講じる際の参考にしてください。

### 厚生労働省HP

「建設業における安全対策」  
労働安全衛生法令（建設安全）の改正関連情報や通達・事務連絡等、参考リーフレット等の情報を掲載しています。



### 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

#### 「各種教材・ツール」

労働災害を起こさないための基本的な事項を学習することができます。  
社内教育にご活用ください。

